

平成 15 年 11 月 28 日

於：共用会議室(G・H)

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会議事録

農林水産省

目 次

| | |
|---|----|
| 1 . 開 会 | 1 |
| 1 . 部会長あいさつ | 1 |
| 1 . 総合食料局次長あいさつ | 2 |
| 1 . 議事の進行について | 3 |
| 1 . 議 事 | |
| (1)米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針「動向編」 「国の方針編」 | 3 |
| (2)米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針「需給見通し編」 及び都道府県別生産目標数量の設定の考え方 | 27 |
| 1 . 閉 会 | 47 |

開 会

中村食料企画課長 定刻も過ぎましたので、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、前回10月20日に引き続きまして、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」につきまして御審議をお願いいたしたいと考えております。

なお、前回10月20日の食糧部会におきまして、11月に2回ほど食糧部会を開催し、御審議をお願いしたいということをお願いしたわけでございますけれども、15年産米の作柄が予想以上に悪かったということもございまして、今回は米政策改革大綱のもとでの初めての生産目標数量の配分ということでございまして、全国ベースの需給フレーム、それから都道府県別の生産目標数量の配分に当たって、考慮すべき事項について整理すべき時間をちょっと要してしまったということがございます。結果的に11月は本日開催いたします、この食糧部会1回のみで御議論いただくことになってしまったわけでございます。この点につきましては、この場をおかりいたしましてお詫び申し上げる次第でございます。

本日御審議いただきます基本指針につきましては、11月末までに、もう末でございますが、策定、公表することになっておりますので、何とぞその点御配慮の上、よろしく御審議をお願いいたしたいと思っております。

本日は小熊委員、生源寺委員、立花委員、横川委員が所用により御欠席でございます。それから、竹内委員は遅れて見えるということでございますので、審議会令第9条の規定によりまして、部会は成立ということでございます。

これ以降につきましては、部会長をお願いいたします。

部会長あいさつ

八木部会長 本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま食料企画課長からお話ございましたように、11月末までに基本実施を見直し、公表することとなっておりますので、事務局はもとより、皆様方の御協力をよろしく願いたいと思います。

なお、本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定によりまして、会議は公開するとこととし、傍聴者の方々も出席されております。

また、本部会において皆様からいただきます御意見等につきましては、議事録として取りまとめの上公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

総合食料局次長あいさつ

八木部会長 それではまず、伊藤総合食料局次長からあいさつをお願いいたします。

伊藤総合食料局次長 総合食料局次長の伊藤でございます。食糧部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日も大変お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。

また、食料企画課長から申し上げましたように、20日に予定していた、また御案内をしたわけですけれども、諸般の事情によりまして延期ということで、本日の開催となりましたことにつきまして、重ねてお詫びを申し上げたいと思います。

本日は前回に引き続きまして、都道府県別の需要見通し、そして生産目標数量の配分の考え方等について御議論いただくわけでございますけれども、部会長からお話しいただきましたように、都道府県別の生産目標数量は11月中に決定する必要がございますので、まことに申しわけありませんが、本日の食糧部会でお取りまとめをいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

前回の食糧部会の段階では、9月15日現在の作柄概況は、当時92でございましたけれども、そういう中での需給ということも御説明申し上げたわけですが、10月15日現在が10月末に発表されまして、作柄概況が90に落ちたということでございます。

ただ、全体の需給としましては在庫がありますので、需給全体としては問題がないということでございますけれども、価格が相当上がっているということもございますので、需給安定、また価格の安定にもより意を用いてまいりたいと考えております。

また、冷害で災害に遭われました農家の方々に対しまして、農業共済金の早期支払いですとか、そういう考える対策をとっておるところでございます。そういうことについても万全を期していきたいと考えております。

以上、簡単でございますけれども、最近の情勢をお話ししてごあいさつとさせていただきます。

ます。よろしくお願ひします。

八木部会長 どうもありがとうございました。

議事の進行について

八木部会長 それでは、まず本日の本部会の議事の進め方についてでございますが、基本指針は、「動向編」、「需給見通し編」、「国の方針編」で構成されております。限られた時間で審議を効率よく行うために、まず「動向編」、「国の方針編」について御意見をいただき、その後、本日の中心的な検討事項であります「需給見通し編」につきまして御議論いただいております。

また、今回の「需給見通し編」では、今後の需給見通し及び都道府県別の生産目標数量の決め方について議論をしていただくわけですが、これらは来年の米生産をどれだけ行うのかという、非常に重要な検討課題でございます。

繰り返しになりますけれども、これらを本日一日で議論いただくことになりますので、特に事務局においてはこの点を十分認識の上、本部会の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、本日はおおむね16時くらいを目途に審議を終了する予定で進めたいと思っておりますが、このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように進めてまいります。

議 事

(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針「動向編」、「国の方針編」

八木部会長 それでは、議事(1)米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針「動向編」、「国の方針編」につきまして、計画課長から資料の説明をお願いいたします。

今城計画課長 計画課長でございます。

本日、需給見通し及び生産目標数量の考え方について、原案作成に非常に手間取りまして、今回このような日程になってしまったことを深くお詫び申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、今回御説明させていただく基本指針でございます。これは食糧法及びその省令に基づきまして、11月中に改訂をすることになっております。それにつきまして、資料1で御説明に入らせていただきたいと思います。

この基本指針につきましては、目次をごらんいただきますと、第1の「動向編」と、第2の「需給見通し編」、それから第3の「国の方針編」という大きく3編になっております。

本日のメインで御審議いただく内容は「需給見通し編」でございますが、先に第1の「動向編」、それから第3の「国の方針編」につきまして、変更したところを中心に、まずざっとかいつまんで御説明をさせていただき、それについて議論していただくことにさせていただきます。

まず、「動向編」につきまして、変更したところをざっと御説明させていただきます。1ページをお開きください。米の消費量でございます。14年度の数字が出ておりますが63kg、正確には62.7kgでございます。昔2俵、大体120kgだったところが本当に1俵ということとで半減しておるわけでございます。

続きまして、43ページをごらんいただきます。水稻作付けに関する動向でございますが、その左上の四角囲いがございますとおり、「コシヒカリ」は安定的に推移、「ひとめぼれ」、「ヒノヒカリ」、「はえぬき」も横ばいとなっております。

おめくりいただきまして、44ページの左側の下の表でございますが、まだ上位20傑には入らないんですけども、最近作付けが伸びておるといので3つ、「ななつぼし」、「こしいぶき」、「いわてっこ」が、最近ぐっと作付けが伸びているという記述をさせていただいております。

続きまして58ページで、在庫の状況でございます。実は後ほど直近の動向ところにも出てまいりますので、そこで詳しく御説明しますが、不作の状況を受けまして、自主流通米の調整保管もすべて解除。それから政府備蓄米の方も非常に販売量が増加し、見通し163万tが131万tとなっているという記述に変更させていただいております。

続きまして61ページで、価格動向でございます。ここも直近の動向のところ出てきますので簡単に申し上げますが、14年産の下落傾向に比べ、15年産の大幅な上昇が見られるということでございます。

一番右の表で、15年産の第1回から第7回の自主流通米の入札、ぼんと一つだけ点を打っております2万2,028円ということで、不作の影響を受けているということでございます。

続きまして72ページで、流通に関する新たな動きでございます。72ページでは、消費者の皆様への安全・安心の確保に関心が高まっているということもございまして、JAS法の改正の関係の記述、それから食糧庁が組織改正に伴った地方組織におきまして、そういうような食品表示専任の職員を、全国で2,000名置いておるといってお話。それから、表示調査をやっているお話。それから食品表示 110番ですとか、食品表示ウォッチャーの増強ということを記述させていただいております。

また、73ページでは、改正農薬取締法に基づき、適正な農薬使用の徹底を図るといってお話ですとか、産地における農薬使用状況等の生産履歴の記録等々のチェック等に取り組んでいるという記述を加えさせていただいております。

続きまして、直近の米の需給動向になります。これは76ページ以下ございまして、夏の時には今年産のこういう不作の状況が全くまだ想定されておりませんでしたので、大幅に記述を改めております。ほぼ全面改訂に近い状況になっておるわけでございます。

まず76ページでございますが、米の消費量の変化でございます。これは後々需給フレームのところに出てくるのでちょっと申し上げますが、直近の農水省の米の消費動向等調査によって、7月は対前年に比べましてほんと 1.2%プラスになったんですが、これは逆に冷夏の影響でお米を食べていただいた。ふだん、冷や麦、そうめんのところがお米になったのではないかということではありますが、その後8月、9月はやはりマイナスでございます。

したがって、消費者の口に入っておる量というのは、後で出てきますが在庫の減少というものが、そのまま実際の消費の上昇にはなっていないということがうかがわれるわけでございます。

それから77ページは、米の1人1カ月当たりの購入量の推移でございまして、こちらの方も今年7月はちょっと上回っていますけど、やはり8月、9月に増えていないということがわかりいただけるかと思っております。

続きまして、78ページでございます。これは15年産の水稲うるち米の品種別作付け状況、先ほど伸びているところだけ記述してあったんですが、こちらは15年産の方の速報値ということで、上位20傑を記述させていただいております。

個別に見ますと、例えば青森ですと「つがるロマン」も、「ゆめあかり」への作付け転換が進んだため、「むつほまれ」が対前年22.4%減少。「ひとめぼれ」への切り換えが進んでおります。「ササニシキ」も10.7%減少。あと北海道は「ななつぼし」も、「ほしのゆめ」へ切り

換えが進んでおりますので、「きらら397」は11.7%の減という顕著な作付けの状況が出ている。これは速報値でございますけど、そういう傾向になってございます。

続きまして、80ページでございます。これは15年産水稻でございますが、予想収穫量10月15日現在という数字でございます。やはり北海道、東北が非常に悪うございます。北海道73、青森53、岩手73、宮城69という数字になっております。冷害の被害がそちらに非常に大きいということでございます。

それから81ページは、今年のお米の品質はどうかということですが、10月末現在のところでは、玄米の1等比率は昨年比で実は4.5%上の数字が出ています。これは多分、10月末現在ですので、作の悪い地域の米がまだ本格的に検査にかかっていないということで、1等比率が高いのではないかと。したがって、今後冷害に遭われた冷害の重い地域の米が出てきて検査が進むと、1等比率がこのままではなく下がるのかなということが見込まれるということを書いておいていただいております。

それから82ページは、直近の米の需給動向でございます。前回は若干御説明しましたが、右の絵をごらんいただきますと、15年10月末現在、民間流通と政府在庫を合わせまして144万t、それから15年産米の生産量10月15日現在で、加工用米除きの主食用で763万t、それから流通在庫の取り崩し等については、6月に見込んだ時には大体この10月末在庫は192万tになるのではないかと見込んでおいた数字でございますが、144万tに下がったその分については消費はそのままであり、増えてはいないだろうということで、192万tと144万tの差の48万tと書かせていただいております。これらの供給量の計が955万tになります。

したがって、年間の主食需要量、次の米穀年度の需要量見込み870万tと、この審議会でご審議いただきましたが、それを上回る供給量を確保されているということがおわかりいただけるかと思っております。

続きまして、このような今年の特事情にかんがみ、政府がいろいろ生産者団体等、それから流通業者の皆さん等と一緒にあって対策を打っており、総括的に83ページに書いてありますが、政府備蓄米の機動的な販売、自主流通米の調整保管の取り崩し、便乗値上げ等の監視体制の強化、それから作柄と需給に関する情報提供の充実ということも、適時適切にやらせていただいております。

中身につきましては、84ページ以下に記述させていただきますが、省略させていただきます。

88ページは、最近もち米が非常に需給がタイトになっております。昨年14年産、日本全国全体では作況が101だったんですが、北海道の作柄がよくなって、主産地の北海道のもちが非常に生産量が減ったことに起因して、実は在庫が払底している状況にございました。そこに今年の不作が主産地の北海道を中心に来てしまいましたので、残念ながらもち米の需給が非常にタイトになっているということでございます。

したがってそういう中で、例えばSBSによる米の輸入量をごらんいただきますと、平成15年第1回目でもちが6,000t、第2回で8,200t、第3回で1万9,400tということで、昨年に比べて非常にたくさん入ってきているという状況にございます。

こういうような状況を踏まえまして、国内の価格、自主流通法人の方で設定しているもちの価格が大体1万8,000円から2万3,000円なんですが、これを計画外の方では、はるかに上回る3万円を超える価格で取引をされているという状況にかんがみまして、私ども緊急な措置といたしまして、MAの一般加工用という形で、あくまでも全体のMA76.7万tのうちで、それをもち米に振りかえて輸入をするという措置をとらせていただいているということでございます。

なお、正月需要云々というお話がございまして、いかにもち米が不作でも、今年のとれたもち米が正月までに足らなくなるということは絶対にありません。きちんと集荷なり流通が滞りなくいけば、そういうことはあり得ない話でございますので、そのところ誤解なきようによろしくお願ひしたいと思います。

今の話は、90ページのところ等に輸入の話を書かせていただいております。もちろん集荷の方も自主流通法人さん等の方で、集荷対策を一生懸命やっただけでございますというところを記述させていただきます。

それからずっと飛ばしていただきまして97ページ、政府米の販売状況でございます。こちらの方も不作の状況がございまして、右の棒グラフの黒いところが15年の数字でございます。8月下旬からなんですが、9月以降黒いところがぎゅっと上に突き出ているのがわかりいただけるかと思ひます。

7月の基本指針の御審議いただいた際には、そろそろ新米が出てくるので、政府米はほとんどこの先売れないのではないかというふうに、私ども思っておったところでございますが、こういう作柄状況にございまして、本年9月、10月の販売数量は合わせて30万tというところで、大幅に伸びているということでございます。去年の11月から7月までは7万tしか売れていなかったんですが、この3カ月で30万t売れているという状況になって

おります。

続きまして在庫の状況で、100ページでございます。まず、自主流通米の在庫でございますが、簡単に申し上げますと、既に調整保管を全部解除しておりますので、契約は全部終わっておると伺っております。しかしながら引き取りの関係で、10月末持ち越し在庫はまだ13万tあるということでございます。これが自主流通米の在庫の状況でございます。

それから103ページは、政府備蓄米の状況でございます。こちらは10月末は131万tでございます。その中の年産の割合数量を右側の上のグラフで書いております。8年産が14万t、9年産が34万tという数字、その濃い黒の数字が今の在庫の数字でございます。点々のところは6月末から売れたところというふうにごらんいただければ結構かということでございます。

続きまして、104ページでございます。このような状況を踏まえて、卸売業者さんの月末在庫はどうなのかということでございます。農政事務所の方で調べておる数字でございます。卸売業者さん全部をカバーできているかというカバー率の問題がございますが、その一番最後の15年のところをごらんいただきますと、10月で54万tという数字になっておるわけでございます。先月が28万3,000tでございますので、非常に上がっているということがお見受けいただけるかと思えます。そういうような状況で、非常に不作の状況にかんがみ、手当てを急がれているということがうかがえるかと思えます。

それから105ページで、自主流通米センターの入札価格の動向でございます。昨日第7回入札が行われました。右側のグラフをごらんいただきますと、黒いところが15年産でございます。これは全指標価格の平均でございますけども、10月中はかなり玉が出てきたということで若干落ちついてきたんですが、また昨日の入札で上昇が見られるという状況になってきております。全指標価格65銘柄、平均で2万3,537円という水準になっておるわけでございます。

その産地品種銘柄ごとの動向ということで、107ページをごらんいただきたいと思えます。そこに産地品種銘柄ごとの状況がございます。

下の表の方でございますが、対前年同期比ということで、プラスが並んでおると思えますが、高い銘柄では8,000円を超える値上がり、9,000円弱の値上がり。昨年に比べて6,000円ぐらい上がっている状況がございます。これはすべて不作がこの要因ではないかと考えております。

なお、これらを受けて、卸売・小売価格の動向を 109ページ以下に書かせていただいております。米の月別小売価格の推移（14年産）ということで、14年産については比較的なだらかな状況ということでございました。

これが 110ページの方に15年産ということで、9月以降、私ども月別の調査を週別の調査に密度を濃くしまして行っておるところでございますが、水準自体は高いところがございますけども、まだ11月の第3週のところまでは、9月に上がった水準からさらに上がっていくということにはなっていないわけでございます。ただ今回の入札価格の動向等を踏まえてどういうふうになっていくか、注視していかなければならないと考えております。

110ページが卸売価格で、111ページが小売価格でございます。済みません、失礼しました。

そういう価格状況を注視していきますとともに、引き続き売り惜しみ、便乗値上げ等混乱をもたらす行為が生じないよう、監視体制は継続していきたいと考えております。

112ページでございますが、一応これは便乗値上げなり、そういうものがあるのかどうかというのを検証してみるということで、自主流通米の入札価格の上がり具合と、卸売価格、小売価格の上がり具合を比べた表でございます。いずれも入札価格の上昇度合いに比べて上回っているところは、基本的にはないということでございますので、そういう便乗値上げ等の状況はないと推測される絵でございます。

ちょっと飛ばしていただきまして 117ページ以降、今までで米の直近の状況は終わりました、輸入等に関する動向で、ここは加えましたのは 124ページでございます。先般、カンクンでWTO農業交渉が行われました。その関係でございますが、新聞等で報道されたとおり、シンガポール・イシュー（投資の分野等）の扱いで、先進国と途上国の違いが埋まらないまま終了してしまっただけです。

それから今後について、12月に一般理事会高級事務レベル会合が行われる等々の記述を加えたということでございます。

以上が、第1の「動向編」のところでございます。

引き続き、第2のところは飛ばしまして第3の「国の方針」で、141ページでございます。ここも説明が長くないよう、簡単に変更したところだけ申し上げますと、145ページの備蓄運営の基本方針というところを、ちょっと書き加えさせていただいております。もちろんこのところについては、また、生産目標数量のところでも御議論いただきます。

けれども、今後の基本方針といたしまして、100万t程度の適正備蓄を50万tずつ回転備蓄していくという考え方。

それから、16年4月以降は新たな流通制度ということにもなり、政府米の買入・売渡価格を入札で決めることとなりますので、そういうことを踏まえた書き方をさせていただいております。

大綱というのは米政策改革大綱でございますが、したがって需要に見合った売れる米づくりを推進する観点から、16年4月以降、入札を基本とする買入・販売を実施する。

「具体的には、買入については消費者重視、市場重視の観点から、広域流通している主要銘柄を基本に買入を行うこととする。

なお、販売については市場実勢に即しつつ、消費者への安定供給を旨として行う。

以上のように市場ニーズを踏まえ、買入・販売を機動的・弾力的に実施するとともに、回転備蓄が円滑に行われるよう、買入から販売するまでの期間をできるだけ短縮することを基本とし、効率的な備蓄運営に努めることとしている」ということを記述させていただいております。

なお、16年産米の生産目標数量等々の方針につきましても、その前のページ等々で記述されておりますが、その部分につきましては第2のところでお話しさせていただきますので、ここはちょっと省略をさせていただきます。

私の方からの説明は以上でございます。

八木部会長 ただいま説明のありました、「動向編」、「国の方針編」につきまして、御質問あるいは御意見ありましたらお願いいたします。

どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

どうぞ、吉水委員。

吉水委員 11月末で今日まとめるということで、ちょっと時期的には遅きに失した感があるんですけども、最初の「動向編」の方で、私はずっと違和感を感じていたことがありますので、ちょっと述べさせていただければと思います。

全体のお米の消費が減っているということの原因について、女性の社会進出ですとか、簡便化志向というものがあつて、結果的に手間のかかるお米というものが減ったというのが全体の論調かと思うんですけども、多分それだけが根本的な要因ではなくて、主食としての地位が下がったといいますが、いろいろな食べ物の選択肢が増えるに及んで、相対的なシェアが減っていったという意味だと思つていいですね。

それをじゃあ、どうこの冊子に反映するかというと、恐らくはそういった資料というのは、政府機関係のデータとしてはないのかなと思っているんですけども、例えば10ページの1人1年当たりの穀物の食料費に占める米、パン、めん類等の割合の推移というところで、もう少し意識レベル、主食だと思うかどうかとか、食生活が多様化していると思うかどうかといったような調査も加える必要があるのではないかと思います。

総合食料局さんのモニター調査もあるようですので、今これをどうこう直してくれという意味ではありませんが、何かそこのところを見誤ると、簡便志向だから米の消費が減っている。じゃあお米のとき方を簡単にすればいいのかということでは多分、解決策にはならないので、ちょっと来年以降の課題ということで、そろそろ発言も最後の機会かなと思いましたが、述べさせていただきます。

八木部会長 どうぞ。

今城計画課長 非常に貴重な御意見、ありがとうございました。

残念ながら、今日のあれで反映が事務的にちょっと難しいんですが、次回、すぐまた2月、3月の御議論で改訂しますので、その際にそういう資料をぜひ盛り込ませていただきたいと思います。

八木部会長 次長、どうぞ。

伊藤総合食料局次長 既に御案内のことなんですが、基本計画の見直しを早急にするよという大臣の指示がございまして、その中で自給率目標も当然見直しの検討に入ること、米の消費がどうなるかというのは非常に大きなテーマでありますので、今御指摘の点も含めて、相当突っ込んでもう一遍分析し直して、米の消費拡大にどういうふうにつながられるかということ、よく分析してみたいと思っております。

八木部会長 ほかにございませんでしょうか。

山田委員、どうぞ。

山田委員 きちっと整理して言えないかもしれないので、何点かにわたりますけれどもお願いしたいんですが、価格が急に上がっているということで、最近の数字で対前年比で7000円くらい上がっているんですか、先ほどありましたですね。いずれにしても、少し上がり過ぎじゃないのかということですね。

といいますのは、不作がすべて原因だというふうにおっしゃいまして、そうなんだろうと思いますが、しかしその一方で、ちゃんと在庫はあるんだからと言っておるわけですよ。しかし、それにもかかわらずこんな形で価格が上がるというのは、一体どういうこと

としてとらえたらいいのか。

それからさらに、これから年を越していくことになるわけですが、どこかでだれかが買い占めているとか、在庫しているということであれば、年を越してでも米が出てくるのかもしらのだけれども、そうじゃなくて、実はもうないんだと。例えば、きのう我が方で地方の人が集まった会議がありましたけれど、ここに藤尾さんがおいでになりますから藤尾さんのところだという言うわけじゃないんですよ、そうじゃなくて、大手の卸屋さんで、もう農水省は外国から輸入する米の手当てを内々やっているようだよという情報を流していて、「知っているのか」なんてさんざん怒られましたけど、私は、「ミニマク・アクセスをたくさん抱えていて入れるわけありません」と答えたわけでありませう。

いずれにしても、むしろこの際もうけようということで、言うなればいろんな情報なりが飛び交いまして、そして価格が上がっている。これは生産者にとっても消費者にとっても、両方にとって極めて不幸な話でありますし、ましてや来年の計画生産をちゃんとやるうということを一先懸命言っている時に、計画生産の力にならないわけでありまして、やはりこのことについて、もっと対策があるんならきちっと対策を出すということなんだと思うんです。

政府在庫が30万tも売れてますよと言うんだけど、しかしそれでも値段が上がっているなら一体どうするのか。とすると、どうもあるあると言っている在庫に問題があるんじゃないか。例えば、8年産とか9年産なんかはたくさんあるんだけど、実質は使えないんじゃないかとか、そんなような話がいっぱい増幅するんだと思うんですよ。

我々はみずから積み立て、みずから拠出した基金で、これはJAに集まってくる米、その人方から拠出をいただいて、その分だけコストがかかっているんだけど、その基金の中から40億円出して、そしてきちっと米を出そうという集荷運動を展開しているわけですが、それでも残念ながら農協に集まってくる集荷の量は必ずしも大きくないわけです。

それは何でか、当たりまえですよ、値段がどこかで上がってどこかで高く買ってくれると言えば、農協へなんか集めてくれないですよ、非常に残念ながら。まじめな人だけ一生懸命集めてくれるんだけど、要はこんな状態を放置しておくのか。だからといって規制しろと言っているわけじゃないんですよ。規制するというじゃなくて、需給で価格が決まるという原則は歩んできたわけですから、だからそうなんだと思いますけれど、それにしても計画生産に悪影響を与え、かつ消費者の米離れを来しかねないこうしたことについては、役割があるんじゃないか、その役割をもっと具体化してもらいたいと思います。

話し始めるとぐちになっちゃうんですが、要はこの資料の「動向編」を見ましても、自主流通法人による14年産の調整保管米が、この端境期の米不足の時に重要な役割を果たした。ところが、来年の新たな米政策ないしは米政策改革の取り組みの中で、調整保管という仕組みはちゃんと制度化したかという点、制度化していないわけです。

間違いなく自主流通米の調整保管は役割を果たした。ところが、来年の今度の仕組みはその仕組みもない。一体その時の価格の安定というのは、だれがどんなふうにも果たせるのか。やっぱり今の事態を踏まえて、どんな具体的な手だてがあるのかということについて、もっと役割はあるのではないかと思いますから、その点、お聞きしたいと思います。

八木部会長 次長。

伊藤総合食料局次長 後で細かい点がありましたら計画課長からも説明させますけども、まず価格は、特におとといの入札でまた上がったということで、大変我々も憂慮をしております。

なぜ上がったのかという点ですけれども、山田委員の御指摘のとおり、量的には在庫もちゃんとあって足りるわけですが、お米の世界も量さえあればいいという時代でなくなってしまっているということで、銘柄志向はやっぱり強いわけですので、欲しいものが窮屈だということから、どうしても値が上がってしまうということが基本にあるんだろうと思っております。

そういう意味で、自主流通調整保管も、おっしゃるとおり早急に出していただいて、いろいろ需給の安定に努めていただいたわけですが、基本的にはそういう銘柄志向がどうしても強い。

また、藤尾委員に御説明いただいた方がいいかもしれませんが、商売の面ではいろんなアイテムでつくっているという中で、ぜひとも必要な銘柄ということで、皆さんが確保するという動きがあるということだと思っております。

大臣の方からも大変心配している指示がございまして、今御指摘の在庫も、もっときちっと把握するようにと。仮にも売り惜しみのようなことがないように、そういうこともよくチェックするようにということで指示もございまして、今後ますますそういうことに努めていきたいと思っておりますけれども、その一つの方策の中に、ぜひ山田委員の、系統集荷も大変厳しい状況だとわかっておりますが、農協、JAさんが集めていただくとやっぱり安心感は高まると思いますので、系統集荷にぜひとももう一段、御努力いただきたいと思っております。

また、来年以降の対策につきましても、これからまたさらに検討していきたいと思っております。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 ここで古い話にさかのぼって言うつもりはないんですが、系統集荷をしっかりやってほしいという伊藤次長のお話は大変共感するわけでありますが、言いましたように、調整保管の仕組みなんかは絶対必要だということを、米政策改革の生産調整研究会の議論の中で、私は率直に申し上げたわけでありまして、この仕組みは入れておかないとダメだということを言ったのに、結局は制度化しなかったわけですね。

現に、調整保管のこの仕組みについて、過剰な時は安く売るしかないわけだから、その補てんはどうしたかということ、生産者みずからの拋出であった。今回も、しかし高く持っておれば、それは高く売れるかもしれない。だけどそうじゃなくて、みずからの拋出で調整保管経費を払っているわけです。それをやっているわけです。

今、集荷の問題につきましても、先ほど言いましたような対策を、みずからの拋出でつくっているわけでありまして、一定の役割を果たすべき、生産者がまじめな取り組みをそれなりにやっておるわけでありまして、しかし、そのことが制度の上でも評価されない。極めて残念でありまして、この事態になってさらに集荷をやってくれといったって、流通規制をほとんど全部取っ払って、何の規制もない中でやらせておいて集荷だけ頑張ってくれという話をしてみても、容易じゃないということなんです。

だからはっきり申し上げますが、国が一体どんな役割を果たすのか、生産者も生産者団体もどんな役割を果たすのか、かつ流通の関係者もどんな役割を果たすのか、とりわけ、主食である大事な大事な米の扱いについて、細心の注意とルールが必要だと思うんです。改めてこの事態を前にして、申し上げたいと思います。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉委員 話が転換するのかどうかよくわからないんですけど、実は価格の上昇に関しては私もちょっと気になっておりまして、112ページの流通段階別にみた価格上昇率の状況というのがありますよね。これは自主流通米価格が上がっているにもかかわらず、ほかのところの価格や小売価格が上がっていないという表ですが、これは流通過程の中で価格の乱高下を吸収してしまっているということなんだろうと思いますが、これはどういうふうに読めばいいのか。時間差がある、やがては上がってくるというふうに読んでいいんでしょうかね。

もしもそうだとすれば、価格の高騰が消費者のところまで波及するということがあり得るわけです。8月、9月の時には政府の価格対応は、私は成功したと思うんですよ。自主流通米の調整保管を出したり、政府米を出したりということで成功したと思うんですね。今の段階でどういった対策がとられるのかということが、やはり若干気になるんですね。

私、この場ではないんですけど、ずうっと主張していたんですが、政府の今の米対策は、過剰基調を前提として議論しているところがある。しかし問題は、不足基調でどういう価格の安定を担保するのかということが非常に大事で、そのためのシステムを議論しておかなきゃいけない。しかし、その議論が非常に弱いのではないだろうかということで、僕はあちこちで主張していたのですが、過剰基調だということもあってあんまり相手にされていないんですね。

だから、山田さんの今の御発言も、自主調整保管が果たしてどの程度意味があったのかということも含めて、あるいは政府の高騰対策はどういうふうにあるべきなのかということも、もう少し議論しておいた方が確かにいいのだろうと思うんです。

それは市場で量規制をやるのか、あるいは市場コントロールでやるのか。僕はその前提が違うんですが、これからどんどん市場経済化するであろうという前提であるとすれば、そのことがますます重要な課題になってくるだろうと思っています。

ですから、そういう時の市場原理が浸透する中での、逆に国民経済的に見た時の農協共販の役割って一体何なのかということも、改めて本当に必要なのかどうかということも含めて、議論の俎上に乗っけるべきじゃないかと常々思っていた。

だけどこれは、他人のうちの話だからあんまり言わないようにしているんですけど、しかしそういう時期に来ているだろうと。それで、今、計画流通米に相当するものは400万tしか実はないわけですよ。そういった中での農協集荷というのは、一体どういう意味を持つのか。集落の中で、ああいう形で必死になってやっているわけだけでも、しかも自分たちで供出してまでやっていながら、どんどんどんどん経済的には縮小している。そういう中での意味は果たしてどうなのかということは、これは改めて議論する必要があるだろうと思っています。御回答はなくて結構です。

八木部会長 それでは藤尾委員、お願いします。

藤尾委員 業者の代表と言うんですけど、価格が今上がっているんですが、実は我々もびっくりしているんですが、例えば今上がっている価格が、即お客さんに売れる価格ではないわけなんですよ。したがって、今我々の業界は、2カ月ほど前の価格で売っている

わけなんですよ。上げ切れないんです。余りのスピードと、それからこういう世論がありますから。

しかし、そうしたらなぜ買うのかということになるんですけど、先ほど次長もおっしゃったように、例えば新潟の「コシヒカリ」をくれと言うお客さん、あるいは「あきたこまち」をくれと言うお客さんは、1年中くれと言う要望があるわけなんですよ。そうすると業者としては、「今月はありますけど来月からありません」ということは言えないために、買い進んで手持ちして、上がるか下がるかわからんもんも手持ちしながら、1年中の品物を確保せないかんことになっているわけです。

それに合わせて、マスコミが米不足、米不足と言うて、入札のたびに何倍上がったということを言いますから、ようけお得意さんは「大丈夫か、大丈夫か」と念を押される。業者は「何とかします」と言う、その積み重ねが入札の価格を上げているということなんです。それが一つ。

それからもう一つは、生産者の方が我々よりこのたびのことについては頭が進んでいる。制度以上の知恵が出てきているということは、ある程度のものは系統に通ず、ある程度のものは相場で売って出るという考え方が非常に強く出てきているということなんです。そういうことをされると、余計系統集荷が少なくなりますから、価格はどんどんどんどん上がっていくという状況なんです。

そこで、これは皆さんの意見も出ていましたけど、ここで国も考えていただきたいのは、16年産に対してある程度のものはつくと、そして備蓄をもう一度見直すとかいろいろなことを発表していただいたら、去年と同じように減反をいくと。そうしたら、業界とかあるいは消費者の不安は、もう一遍不作が来たらどないなると。本当に空々になってしまうんじゃないかという不安もあるわけなんですね。だから、その辺もきっちりした数字を発表していただきたいと思っています。

それから先ほど申し上げたように、時代の流れからいくと、系統の集荷も二本立てにせないかと。例えば、今までの共経すると、イコールあわせて相場でも物を買っていくというようにして、生産者とその品物を系統に少しでも多く出すというリード、あるいは頭の考え方も切り換えていただかないかんのやないかと考えております。

以上です。

八木部会長 先ほど議論のありました調整保管の機能については、ぜひ検証いただきまして、来年から備蓄の運営の方式が変わりますので、その運営方式の中うまく機動的な

運用ができるかどうかということだと思っんですけれども、その点はぜひ御検討いただきたいと思います。

そのほかにございますか。

奥村委員、どうぞ。

奥村委員 私も生産者の立場として、山田委員と考えがよく似ておるんですが、特に今年の米の価格の暴騰といえますか、大変不安を抱いております。

例えば集荷もままならんところの要因に、私もそうですが、私の仲間も自主流通米で出荷すると、将来自分の米が売れなくなるんじゃないかみたいな不安があります。ということは、余りにも入札価格が高過ぎますもので、それに一定の経費をかけるとべらぼうな、富山の「コシヒカリ」2万7,000円とか2万8,000円で、小売店が買わなきゃいけないみたいな状況に。

私も昨年よりも農協出荷は減らさざるを得ません。ということは、富山の「コシヒカリ」が2万3,000数百円が入札価格が出ますと、うちの取引先の手元に届くのは2万7,000~8,000円になります。そうすると、到底小売店は商売になりません。ですから我々は、小売店さんに直接適正な価格で売らざるを得ないと。

うちも全農担当者の方と協議したことがあるんですが、9月10日時点で、せいぜい1割ぐらいで抑えたらどうですかと。2割、3割、4割は異常だからということで、私は7%から1割ぐらいを昨年対比値上げをさせていただいて、小売店に届ける戦略をとったんですが、そういう不安があるわけです。

だから、2万3,000円とか2万4,000円という価格に不信感があります。どこかで何か思惑とか変なことがあるから、業者の方もそういう高値で入札しているんだろうと思ひまして、こういうことは生産調整はなぜしているかといいますと、生産者にとっては価格が上がり続ければそれに超したことはないんでしょうけど、でもきちっと売れ続けなきゃいけないということ。生産者にとっても売れ続ける価格、それで価格の安定。それが消費者にとっても購入価格が安定するということ。もちろん安定供給も含めて。それが生産調整をやっている第一の目標なので、こんなことで上がったたり下がったりするのは米ですから、そういうことは大変異常な事態だと思いますし、逆に大変危機感があるわけです。

今年の場合はこのままいくと、べらぼうに農家がもうかるみたいなことになりすけど、これは必ずしも生産調整している意味がないんじゃないか。もうここまで来たら、例えば富山の米の「コシヒカリ」の実力は、大体ほぼわかってきたと思っんです。それをきちっ

と守るということが、生産者、流通業者、農協も含めてきちっと確認していかないと、生産調整をしている意味がないような気がして、大変不安感を抱いております。

八木部会長 今日には小熊委員が御欠席なので、販売の最前線のお話が出ないんですけれど、消費者の委員の方でどなたか、お米の価格についての件はございませんか。

こもだ委員、どうぞ。

こもだ委員 お米をどう食べていこうかという現状でも、ここで一つ先ほど御指摘のあった10ページにグラフが載っていますけれども、もう少し詳しく年代別にこれを見てみると、若い人ほどどんどん減っているんですよ。

私は毎年非常に細かく家計費調査年間とか、それから毎日のメニューセンサスなどの調査をしておりますけれども、若い人が家庭の中で使うお米の量というのは極端に減っておりますよね。その事実というのは、もう少しはっきり示した方がいいと思うんですね。

調査のところで、世代が50代、60代以上はお米依存度が高いんですけれども、今の20代、30代が50代になった時に需要がとれそうかというような、その辺のコーホート分析みたいな調査のところがはっきり出ていないと思うんですね。

ですから、抜本的にそのあたりのところを踏まえる必要があって、基本的なそういった見通しが非常に大事だろうと思うんです。

このところの価格の動きのところでは、直近で消費者の面接調査ですとか、300サンプルぐらいの私のところで始終行っている調査を見ますと、やっぱり高いものを買う必要がない、必然性が弱くなるんですね。ほかのもので十分に、いわゆる主食というとらえ方も非常に分散していますから、主食と言われる中で60品目ぐらいが主食なんですよ、今の生活調査をしてみますと。主食の中に白飯が断然多いんですが、主食というのが1カ月の中で60品目ぐらい挙がってくるという、非常に分散して出てきますから、そうした消費傾向をもう少し的確にとられていくと。

現在、非常に高い新米が出たと。おいしそうには思うけれど、でも別にそれにそんなに依存しなくても、ありがたく思わなくとも、ほかのもので十分毎日の食生活の不便は感じていないし、不満もないんですね。

どういう時にそれじゃ食べようかという、むしろおいしいお米の何かがあるという、これは大きな家計費調査などでもはっきりわかりますが、外食は米飯依存度が高いんですね。ですから最近、高級おむすびが売れているように、いいお米は外で食べてしまって、おいしいものを食べているかもしれないけど、うちの中でおいしい、高いお米を買って毎

日のご飯にしようというニーズは非常に弱くなっています。そのかわり、外食の時にいいお米で、おいしいお米を食べようという意向ははっきりあるんですね。

やはり基本になるのは、食べ手がどういう生活、消費行動を持っていきながら、食生活志向の動きがどうなるかということは、非常に変わっていつているんで、そのあたりを踏まえないと、価格に対する要素も非常に大きい。高くても何でも欲しいという時代ではなくなっているなという感じがいたしております。

以上です。

八木部会長 中村委員、どうぞ。

中村委員 10ページの表にこだわるわけではないんですけども、10ページの表で言うと、参考の下のところ「外食、調理品は含まない」と書いてありますね。この10年間というのは外食はもちろん大変増えているし、それからおにぎりも含めたそういうふうなものも物すごく増えているわけですね。だからそういうふうなものが入らない。そういうふうなものはお米の対象から外れているということになると、相対的にパンとかめんが2割近く増えたような形になっていますけれども、パンが2割も増えていたら、みんな日本のベーカリーは大変喜ぶはずなんですね。

それから、上の方の食料費に占める米、パンの割合の推移というところで言うと、お米はこの10年間、今年は別にして値段はずっと下がってきたわけですね。3兆円の出荷額が1兆8,000億と言われているぐらいですから。

ですから、これはむしろ上の項は金額で、下の項が量ですけども、お米の消費というのはどのくらい減って、どうなっているのかというのはどうもよくわかりません。

ですから国の統計資料の中で、お米というのは本当にマイナス1.5とかマイナス2.0という数字なのかしらというところが、どうももう一つピンとこないものですから。

この資料で言うと、「パンとかめんの地位が向上していることがうかがわれます」と書いていますが、本当にそうでしょうかということなんですね。

八木部会長 大木委員、どうぞ。

大木委員 今おっしゃったことに関連していることですが、お米の一人一人の消費量が少なくなっているって、これは家庭だけのことで計算をされているわけですね。

私どもの会の調査で、「外食は家族でどのくらいしますか」というのをしましたら、1カ月に1回から6回までしている人が6割いるんですね。それで、「その中で外食で何が一番回数が多いですか」といったら、やはり日本料理なんですよ。お寿司が多いということな

んですよ。そういうのも計算されたデータがあるのかどうかということが、この統計ではわからないので、こういう分析というのも参考にあるといいなという感じがしております。

こもだ委員 外食は米飯が高いんですよ。

大木委員 ですから家庭量だけでなっていると……。家庭のやり方で統計をとると全体でとるとというのは、きちんとある方がわかる。これから外食が結構多いんじゃないかと思しますので、そういうのも参考に。

八木部会長 どうぞ。

今城計画課長 お答えさせていただきます。今の大木委員のお話でございますが、17ページにモニター調査でございますけれども、「最近の外食の回数と其中での米飯外食の回数」という数字を掲げさせていただいております。年齢別に外食回数が、例えば30～39歳の方は2.6回、そのうちごはん食回数は1.9回というようなモニター調査はございまして、おっしゃるとおり外食回数の中でごはん食回数が非常に多いというのは、こういうデータでは出ているということではないかと思えます。

それから、大木委員もう一つございますが、全体で米の消費を考えた場合というのがございますが、私冒頭申し上げました1ページの食料需給表の中は全部込み込み、家庭だけではなくて、個人の方が食べている米の量を、全数調査はできませんけど推計しておるものでございまして、ここの数字は全部一応込み込みとなっております。

それからこもだ委員の方から、年齢で非常に違うのではないかというお話がございました。それは3ページの方に、私ども分析をさせていただいております。上の表は年齢階層が人口がどうなるかという表でございます。これは消費量ではございませんが、そういう人口がずっと、だんだん同じ人たちが年齢が上がっていくわけですが、そういうことを前提に、今の7年と12年の年齢階層別のごはんの消費量を比べたのが下の表でございまして、本来50歳、60歳のところでたくさんお食べいただいておりますが、7年と12年を比べていただくと、そのところの減りが非常に大きいということ。

それと、今絶対量としてあんまりお米を食べておられないお子様たち、10代のところとか、そこがだんだん上がっていくことになりますので、そういうことも分析をさせていただくと、将来消費の上向きはなかなか難しいのかなということ、3ページで記述をさせていただきます。

それから、外食の話の関連で、一応家庭内消費が減って外食が増えているというようなことは、推計ではございますけど、14ページ、15ページのあたりに、「食料消費支出に占め

る中食と外食の割合の推移」という表を掲げさせていただいております。要するにコンビニ弁当、おにぎり等でございますが、そういうものを含めると、大体3割ぐらいが食料消費支出の中で占めているということになっておりますし、右側のお米の消費量自体につきましても、加工・外食等消費が非常に増えて、家庭内消費は減っているという表を掲げさせていただいております。

八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

加倉井委員 ちょっと違う話をさせていただきたいんですが、58ページの一番上のコラムのところに、15年10月末に政府備蓄米が存在し、8、9年産の販売期間も長期化と書いてあるんですが、どうもこの言い方がよくわからなくて、販売期間が長期化ってどういうことか。もう既に、8、9年産ですから7年も8年もたっているわけですね。それを長期化するってどういうことですか。

つまり私が言っているのは、この保管経費も国民の負担だと思うんですよ。これ、今金利が安くなったからわかりませんが、昔は1tを1年間保管すると2万円かかることになっていたはずですよ。そうしますと、1t当たり26万円で買ったとしても、コストとして40万円の米ですよ、この米は。それをさらに毎年1t、2万円ずつ積み重ねていって、50万、60万の金にするつもりなのかということそうではないだろうと思うんですね。例えば、販売期間長期化って何だって、全くわかりませんよ、これは。

もっと言えば、そんなにお金がかかるんだったら安売りしちゃえば、その方が差し引きすると得なはずなんです。これは計算してみればすぐわかりますよね。26万円で買ったものを次の年に割り引いて15万円で売ったって、国民負担はその差ですからそれしかないわけですから。それを40万円にして、それで例えば3万円で売ったとすれば幾らですか、国民の負担は1t当たり。それを長期化するって一体どういうことか、この辺ちょっと御説明いただきたい。

今城計画課長 今のお話でございますが、その前に、どうしてこうなっているのかというのは原因がございまして、57ページをごらんいただきたいと思っております。

実は平成5年産の大不作の後、非常にたくさんつくろう、在庫を持とうというようなことがございます。それとあと豊作が続いたということもございます。

そこで、政府買入が7米穀年度、要するに6年産、その上の表でございますが205万t、それから7年産165万t、8年産116万t、9年産119万tというオーダーで買った。今となっては、買ってしまったわけでございます。

ところが、右側の売渡の方をごらんいただきますと、例えば7米穀年度は205万t買って92万tしか売れていない。8米穀年度は165万t買って55万tしか売れていない。本当はこの辺で、ちょっと買入量を考えなきゃいけなかったところなのでございますが、いろいろその時の事情がございます。

要するに、一たん転作を緩和して、たくさんで過ぎたので転作を強化するという局面をつくらざるを得なかった。その時に、その上限としていろいろな話し合いの中で、その減反をさらにまた再拡大する。生産調整を再拡大する時に、政府は一定量を買えという決定になったということで、需給操作の観点からはこういうことはおかしいんですけども、そうではないところの力の方が強いものでございますので、私どもは買わざるを得なかった。

加倉井委員のおっしゃるとおりでございます、そういうことの後にそれを安く売れば経費は非常に少なく済む、おっしゃるとおりでございます。しかしながら、山田委員の方からも先ほど調整保管というお話がございましたが、あの調整保管は、過剰の時に価格をそう下げないための自主流通米の調整保管でございます。それをしている段階で、政府が在庫運営のために政府米を売り浴びせる、要するに価格を半分にして売り浴びせるということは、政策の不一致であるということでございますので、販売をさせてくれませんでした。したがって、こういう状況になっておるということでございます。

したがって、おっしゃるとおりでございます、在庫経費はかかります。在庫経費は1t当たり、年2万円ではなくて1万2,000円でございますけども。そういうことはわかっておりますけれども、そういう状況ができなかったということ、御理解いただきたいということでございます。

そこで私ども、今そういう状況の中で、じゃあ販売期間が長期化したというのは、長期化する政策をとったということではなくて、長期化してしまったというのが正しい表現かもしれませんが、そういうことで買う時にも必要以上に買ってしまった。本来売るときに売れなかったということが、今の結果につながっていると。おっしゃるとおり、在庫経費縮減、円滑な備蓄運営ということの観点からだけからすればおっしゃるとおりでございますが、そうでない需給事情の安定化を図るということが働いていることは御理解いただきたいということでございます。

八木部会長 ただこの文面が、やっぱりちょっとわかりにくいということは、少し事務局の方でも御検討いただければと思います。

岩田委員、どうぞ。

岩田委員 今のお話にも関連するんですけども、さっき今年の米が価格高騰、かなり暴騰と言えるくらい上がっているというお話の時にも出たんですが、非常に私自身意見がまとまっていない、難しいなと思うのは、市場経済化を進める一方で、国のコントロールというのは残しているという部分で、多分市場経済化というのは今の価格が需給を本当に反映したものかどうかはわかりませんが、買い手として思惑を持っている買っていくというのは、市場の中では当然の原理だと思います。

実は、そうやって価格を高く買って小売価格が上がったら、今、消費者は確かに米を買わなくても主食として食べるものがいっぱいありますので売れないと。売れないというところで出てきた負のものというのは、そうやって思惑をした人たちが負っていかなければいけないし、もしかしたら生産というところにもはね返っていくという部分が、市場経済をいった以上は、こういう事態もあり得るであろうというのを想定していたと思うんですね。

そこで、さっきお話があったような、いろんな国の政策だとかなんとかというのをどこまで出していけばいいのかというのは、私自身大変難しい問題だと思ってわかりにくいなと思うんですが、国の在庫のところも、最初は回転していくという方針のもとで始めたにもかかわらず、やっぱり売り浴びせられなかったということで、売れなかったというのがあるわけですね。

今回 145ページの備蓄運営の基本方針のところ、これまでの反省を踏まえてそれは変えていきましょうという話で、入札によって売っていくという、これはぜひこういう方向でいかないと、いつまでも在庫の問題は解決しないと思っているんですけども、この時もしかしたら、どこまで市場経済、どこまで国がコントロールというところで、じゃあ売ってくれるなという圧力がかかって、同じような事態が生じる恐れはないのかどうか、その辺はきちっと踏まえた上でのこういった方針になっているのかどうかというのは、ちょっとお伺いできればと思います。

今城計画課長 まさにおっしゃられたとおり、今までのいろんなことの反省を込めまして、基本的な新たな制度のもとでは、こういう方針をやっていきたいということでございます。

今、圧力がというお話もございましたが、今は逼迫ぎみの時でございますけども、要するに過剰ぎみになった時の制度というのは、先ほど山田委員から調整保管の話がありまし

たが、調整保管ではなくて、今回は過剰米を区分出荷していただいて、主食用の需給からは外して、そこで保管をし、それが主食用以外の用途に売れなかった場合は、今度立ち上げます米穀安定供給確保支援機構に質流れをするという制度をつくっております、そういうところで民間流通の過剰は吸収しようということになっております。

したがいまして、政府の備蓄運営につきましては、もちろん 100万 t 適正在庫を浮きのような存在で、そこを目がけて運営をするという、基本的には半分ずつを回転で操作していくということでございますので、当然不足ぎみの時にはそれが若干へこみますけど、またそれを戻すような運営にする。過剰ぎみの時は若干上回るかもしれないけど、そこをうまく調整していくこととなります。

したがって、民間流通のところではそういう過剰米をわきに、ちょっと主食用とは違う用途で置いておくという制度の中で、この政府米は適切な需給操作という観点から運営していくことになるということでございます。備蓄のところだけ書いてあるのでちょっとわかりにくいかもしれませんが、そういう運営方針になるわけでございます。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉委員 おっしゃることはよくわかります。それで、過剰の時の対応ということが、今回は非常にうまくいきそうだというのは、私もそうだろうと思うんですが、ただ、今回の米政策改革大綱全体を見通した場合、果たして市場原理を一本入れていって、それに伴うさまざまな不都合を精査して、可能性をすべてリストアップして、それに対する対応として何が必要かということを経営として準備しているというふうには、なかなか思えないところもあります。

とりわけ先ほどの投機に対する対応ですね。それから経営安定対策だとか、個々の農家への価格変動、特に下落基調の時にどういうふうに対応するのかといった問題やら、あるいは将来WTOで上限関税になった場合に、米の価格が下がった時への対応やら、さまざまな懸念材料があるんだろうと思います。

ですからこれは引き続きその辺は、今おっしゃったような方向で検討していただきたいと思えます。

以上です。

八木部会長 先ほど委員の方から出されました米の消費の実態については、いろいろ資料で整理されてはいるんですけど、何かやっぱり1枚の絵なんかで、一般の人にもわかりやすいような資料づくりみたいなのを、次年度から工夫をしていただければと思います。

それからあと調整保管の検証、あるいは備蓄運用についてもこれからの課題になるんだろうと思うんですけども、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思ひます。

私自身も米の価格上昇については大変心配しておりまして、最終的にはどなたが負担することになるのかという、その辺が大変心配でございますけども、この点についてはきめの細かな政策対応をお願ひしたいと思ひます。

議題(1)につきましては、おおむね皆様方の御意見をいただきましたので、事務局においては皆様の御意見を反映して、「動向編」、「国の方針編」の策定をお願ひしたいと思ひます。

ということで、よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ。

こもだ委員 先ほど岩田委員も何か圧力があってみたいなお話がありましたし、課長さんのお話の中にも、方向性に向けていこうとするのに、そうでない力が働いてという言葉が何度か出たんですが、今後もそうでない力が働く可能性があるんでしょうか。

要は私、ちょっとよくわからないので伺いたいんですか。

今城計画課長 事務局としてというか、非常に難しいお答えになるのでございますが、私どもの方針といたしましては、こういう方針を貫きたいと思っております。

しかしながら、私どもはそう思っておるんですが、今までのこともいろいろ考えますと、100%どうかという話になるとなかなか予測が難しいんですが、これは国の方針として出すわけでございますので、これが基本方針であるという方針は曲げないという方針の決意だというふうにお受けとめいただければ結構かと思ひます。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 そういう議論になりますと、ちょっと引っかかるところがあります。私も先ほど課長の説明が適切かどうかということに気づきましたが、触れなかったわけでありませう。今、こもださんからありましたように、どこか変な圧力があって、その圧力は何だなんていう議論に発展するような資料の説明なり、論理の展開は間違っていると思ひます。

それはちゃんと政策判断したといひますか、食糧法の運営をそういう形で行ったわけでありまして、それをだれかの圧力でそうしたというたぐひの話では、決してないわけです。それはどうということなのかということをおし上げるために、さっき見た資料を一生懸命探しているんですが、自主流通米価格の動向は何ページですか、このことだけは一回、ちゃんと知っておいてもらった方がいいと思ひますよ。

価格はどこだったですか。

今城計画課長 61ページ。

山田委員 そうですね、61ページにありますよね。自主流通米の年産別価格がこういうふうにあります、要は御案内のとおり平成5年産は大不作でありましてそういう水準だったわけです。平成6年に転作も緩和しまして、さらに大幅な豊作で値段が下がりました、以降その在庫を抱えたままここまで値段が下がっているんです。こういう下がり方です。

こういう下がり方の中で政府在庫を抱えているからといって、政府は、米を売ることができますか。それじゃ、だれが何に対して責任を持っているのかという話になるわけです。ですから政府は、こういう状況でちゃんと御判断されたわけでありまして、圧力でも何でもないということを申し上げておきます。

今城計画課長 おっしゃるとおりでございまして、私の説明、大変悪かったと思います。そういうような状況を踏まえ、私どもが判断したという説明でございまして、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

八木部会長 この食糧部会も、今度の食糧法の改正で第三者機関的な役割という位置づけがございまして。そういう意味では、大いに委員の中で議論を活発にして、いろいろな動きについて情報交換なり、意見具申なりをするということではないかと思っております。

次長。

伊藤総合食料局次長 今の点で、改めて申すこともありませんけれども、この食糧部会が非常に忌憚のない意見をいただくようになってきたと思っております。

説明も若干口がすべり過ぎたような感じもありますけれども、米というのは農業生産の中でも大変大きなウエートを持っていますので、その政策を決めるというのはいろんな関係者の方がいますので、その時々状況に応じて議論して、当然審議会の御議論もいただきますし、その他の関係者の方の御議論もいただいて決めてきているという過程がございまして、それをどう表現するかということになるわけですが、必ずしも純粹、理想型だけではないということももちろんありますので、その結果の積み重ねだと思っております。できるだけ初心を貫きながらやっていきたいと思っております。

八木部会長 どうぞ。

峰島委員 生産者の立場で、一言手短かに申し上げます。今まで、価格安定のために生産調整をしてきたんです。それで今、不作であった時に、政府が機能してお米の値段を安定してくれるということを私たちは期待していたんですが、今のお米の値上がり状況は、私

たち生産者からしても先行きが非常に不安でありますし、また消費者の立場としまして、お米の消費拡大はなくなるということを、本当に政府が備蓄米をいかにうまく利用して生産と価格の安定というところで機能していただかないと、今までやってきた価値が何もないんじゃないか、一言言わせていただきます。

八木部会長 ありがとうございます。

(2) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針「需給見通し編」
及び都道府県別生産目標数量の設定の考え方

八木部会長 それでは引き続き、「需給見通し編」及び都道府県別生産目標数量の設定の考え方の方に議事を進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、資料の説明を事務局の方からお願いします。

今城計画課長 引き続き御説明をさせていただきます。

資料1の126ページの後ろの方から、第2需給見通し編というところで、まず基本的な御説明をさせていただきたいと思います。

129ページの全国ベースの需要見通しにつきましては、実は夏の段階で一度見通しにつきまして御議論賜って、その手法を決めさせていただきました。それに基づいて、在庫が本年6月末の確定値が出たところで、補正をしましたという御説明を10月20日の審議会でさせていただきました。

それに基づきまして、夏に御議論賜った時の15年産米需要見通し、その時は869だったんですが、それが870万tに修正するというので、130ページで見え消しを書いておりますが、そういうような需要見通しにさせていただきますということまでは、前回の時に御説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

その後、生産量が10月15日現在で、最終ではございませんけども、これで需給表をつくることになっておりますので決まりました。その数量を踏まえまして、131ページでございますが、15年産米に係る需給見通しということで、まず新しい在庫を6月末で見るということから、7月から6月ということで、15年産米に係る主食用等の需給見通しをやってみたというのが131ページでございます。平成16年6月末在庫は右の表でございますが、今年6月末在庫、全体の需給で269万tの在庫量でございます。

続きまして15年産米生産量につきましては、作況指数90ということで、778万tの収穫量

でございますが、そこから15万 t の加工用米見込量、マイナスしまして763万 t が主食用の生産量となります。

その供給量を合計しますと1,023万 t、需要量の方が 870万 t でございますので、6月末在庫量は162万 t ということで見通しをつくっております。

この見通しは、当面需給のショートは生じないということで御認識を賜ればということでございます。

6月末の在庫で見るとということで、本当は7月から6月ということも基本に考えていかなければならないのですが、133ページをごらんいただきたいと思います。そこで全国の生産目標数量について、どう決めていくか。要するに、需給上をにらみながら、来年16年産の生産量をどういうふうに設定していくかという議論になるわけでございますが、この夏の時も申し上げたんですが、6月末在庫量が政府プラス民間でどれくらいあればいいのかというところが、なかなか私どもはまだ知見の蓄積ができておりません。今までずっと11月から10月の米穀年度でやってまいりました。

そこで、その経験及び材料を蓄積していかないと、7月から6月で生産目標数量を決めていくということはなかなか難しいということでございますので、今年の16年産米の生産目標数量の決定に当たりましては、11月から10月ということで、10月末の持越量をどういふふうにしていくかということで考えていってはどうかということでございます。

その際、まず右側の表で御説明いたします。15 R Y というのが一番上の欄でございます。R Y というのはライス・イヤー、米穀年度、11月から10月でございます。

15年10月末持越在庫量でございますが、そのところに 144 という数字がございます。これは「動向編」のところでも御説明しましたが、政府がうち右側にあります 131、それから自主流通等が13ということで 144 でございます。

このところの上に、流通在庫の増加等というところに48と書いております。これはどうということかと申しますと、この夏に見通した時の10月末在庫を、私どもは 192万 t と見通しておりました。その時から比べまして、販売は進んでおります。それから、新米の出回りの遅れがございましたので、それを埋めるための在庫量の販売量の増加というものもでございます。

そういうものは、後ろに11月以降に供給量として留保されて出てまいります。その部分を幾らかということをかながみた場合、先ほど消費の状況も御説明しましたが、増えてはいないという数字になっておりますので、そこは6月末のところの数字というものを、 1

92が本当はあり得べし数字なんだろうということで、192から引いて48は流通段階での在庫になったり、新米の出回りの遅れの部分を埋めた数量ということで、48と置かせていただいております。

したがいましてそういたしますと、その在庫プラス流通在庫等の増加が16米穀年度、下の16R Yの供給のところに出てくるというふうに、Hのところと同じ数字の48を置いているということでございます。

したがいまして、15年産米の生産量 763万 t、それと48万 tを加えて供給量の計が 955 となるわけでございます。

需要量は先ほど申し上げましたとおり 870という見通しでございますので、差し引き来年10月末の持越在庫量は85万 tという数字になるわけでございます。ここまでは16年産の生産量とは関係のない話でございます、そういう見通しになるだろうということでございます。

それではそういう状況のもとに、16R Yの需要量と17R Yの需要量のところは、この夏に皆さんにお諮りしていただいて、13万 t減になるということでお話をさせていただいております。したがいまして、870から 857に需要量が減るところは、ある意味でフィックスしておるわけでございます。

そういう中で、じゃあ16年産米の生産量を幾らにして17年10月末の在庫量を幾らにするかというところが、ここで決めなければいけない事項となるわけでございます。

そこでございますが、16年産米の生産目標数量につきましては、16年10月までの持越在庫量が85万 tということで、100万 tの適正在庫よりは若干下回っておるわけでございますけれども、需要に応じた生産という観点も踏まえまして、大体需要量が 857万 t くらいになるであろうということであれば、それを目掛けて16年産米の生産量も設定してはどうかということでございます。

したがいまして、たまたまこの16年産米生産量と需要量が 857ということで同じということもありますし、そういうことで需要に応じた生産ということで、857万 tを目掛けて生産するということで案をつくらさせていただきます。

なお、17米穀年度で10月末、きっちり 100万 tに近づけるべきではないかという御意見もあるかと思っておりますけれども、そうした場合、一度また生産調整規模を、ある意味緩めて、このままですと需要量が次の年にはさらに13万 t減という見通しになりますので、そうするとまた差し引きを考えますと、かなり生産調整規模は大きくしなければいけないとい

うことが出てきてまして、そういう操作は非常に難しいというのが、平成5年、6年のあたりで、私ども実は経験しております。

そういうことも踏まえまして、需要に応じた生産という観点から、需要量を目がけた生産目標数量を設定し、17年10月末在庫量は100万tよりは下回ってはおりますけども、おおむね支障のない水準ということで、85万tというふうに設定していただいております。

なお、先ほど在庫の話も出ましたが、(3)で政府米の今年の10月末の131万tのうち、8、9年産米はかなり数字がございます。その部分について、品質劣化等により主食用として販売することが適当でない判断される米があるだろうということがございます。その分につきましては、政府備蓄米に対する消費者の不安感の解消という観点もございまして、政府が131万t持つておる外に、これも政府米には変わりないんですが、国産米として食糧援助用備蓄を持つております。その備蓄と一定程度の数量の差しかえを行った上で、在庫に響かないようにしまして、8、9年産の主食用の販売に適さないものについては、主食用以外の用途(飼料用等)で処理するという、ある意味、在庫をいいものにしてやればいいのかということがございます。

したがって、ここの85の数字には響かないような政府米の中での操作をやっていきたいというのが、この案でございます。

16年産米の生産目標数量を857万t、これは実は15年産の生産目標数量が854万tでございますが、そこから若干単収増分がございますので増規模の、今までで言う生産調整規模で言えば106万ha相当となるわけでございます。

しかしながら、その106万という数字は、新しい制度のもとでは生産目標数量に変えていくということがございますので、国の基本指針では数量の857万tということでお示していくこととしているわけでございます。

以上が、16年産米の生産目標数量でございます。

続きまして134ページ以下につきましては、都道府県産米の生産目標数量の設定の仕方という基本的な考え方について記述をさせていただいております。

前回もいろいろ御議論賜りました、都道府県産米の需要見通しの策定の考え方でございます。このところで、案から案まででどうかということを提案をさせていただいたわけでございます。

しかしながら、前回もちょっと御説明しましたが、135ページで(イ)で書いております

とおり、都道府県ヒアリングをまず実施し、9月から10月にかけて全都道府県実施しました。そういうことで出された意見。

それから 案～ 案の評価ということで、それぞれどれをとっても大きくばらつきが生ずることになります。したがって、この4案のいずれかをどれかということで、そのまま用いるということはちょっと難しいのかなという感じになっておるわけでございます。

そこで、資料3に移って御説明を続けさせていただきます。まず、1の(1)でございます。16年産の都道府県産米の需要見通し及び生産目標数量の算出に用いておりますのは、11～14年産米の各県ごとの販売の実績でございます。これは前回お見せしたとおり、各年産ですごく単純にとりますと、これは在庫のとり方に限界があるとかいろいろな原因がございますが、振れが物すごく大きいことがございました。

したがってこのことについて、各都道府県ごとに豊作、不作の年があります。要するに、全国段階の数字とは別に、各都道府県の振れが豊作、不作で生ずることもありますので、需要実績をとる場合には、そのような作柄変動による販売数量への影響を考慮すべきではないかということがございます。

また、あくまでも米の需給及び価格の安定を図ることは大事でございます。そういうことで、全国の稲作生産者の方々に生産調整に取り組んでいただいております。

その中で、どうしても達成県と未達成県がございますので、それをそのままの数字を使いますと、未達成県のある意味では売り勝ちといいますが、達成県で頑張った余地で未達成県がそこに入っているという議論がどうしても出てまいります。それがどうしても需要実績に与えたであろう影響というものを考慮すべきである。

こういうことは今申し上げたとおり、都道府県ヒアリングにおきましても、そういうものは客観的事項として考慮すべきであるという御意見が非常に強うございました。

そういうような状況を踏まえまして、今御説明申し上げました 案～ 案でございます。このところにつきまして、それぞれやはり一長一短あるということでございます。

まず、(2)のAにございます 案は、トレンド(回帰方式) 要するに11年産から14年産の需要実績を単回帰をとって、それでトレンドをとるということでございますが、どうしてもこの4点しかない式での単回帰は、データ数が限られておるとちょっとの変更で傾きが変わってまいりますので、これは非常にとりにくいということがございます。

それから 案の、2年移動平均の平均減少量につきましても、データ数が11年から14年

ということで非常に少ない。全国の場合はこの方式をとったんですが、全国の場合には平成3年までさかのぼって、とる数字をたくさんにしましたので精度が上がったんですが、この方式ができないということでございます。

また、案につきましては、在庫量の把握が必ずしも十分ではない中で算出される単年度の需要量のみを反映させることになりますので、これも非常に上下が大きくなるという欠点がございます。

そういうことの中で、比較的案。案も欠点はございます。直近3年間の単純平均でございますので、例えば12、13、14と徐々に需要が減っているところについては、順々に減っていれば13に近い数字になってしまう。トレンドが出ないという欠点はあるのでございますけれども、平準化できるというようなこと。それから、生産現場での水田営農の安定性、継続性の観点。それから前回、加倉井委員からもございましたけれども、わかりやすいというようなこともございますので、一定の評価はいただけるかなと。

ただ、トレンドがとりにくいという欠点をどうするかというところで、私どもここに修正を加えてはどうかということでございます。

2ページをおめくりください。今のところにつきましては、したがって(3)にございますが、案をベースに1年ごとに販売実績が上下に振れているということ。

それから、各都道府県における売れる米づくりや販売努力について、なるべく直近の取り組みが反映できるようにすべきではないかという改善として、3年平均を直近の2年をとるということではいかがかということ、2ページの四角囲いの上のところを提案をさせていただきます。直近2年の単純平均をベースにやっていくということではどうかということでございます。

この四角囲いのところで続けて御説明をさせていただきますが、その際には、需要実績を各都道府県別の豊作、不作、その数字が豊作の場合には生産量がその分たくさん出ていますので、その分を減らして販売実績をとる、不作の場合にはちょっと増やしてとるという修正を加える。

さらに、各県ごとの生産調整の達成分、未達成分、その達成面積、未達成面積に平年単収を乗じまして、その部分の修正を各県ごとに加えるということを取りまして、需要実績ということの基本的な数字にさせていただきたいということでございます。

したがって、直近2年平均で需要実績をとって、それを県別のウエートで見て需要予測という形にさせていただきます。

しかしながら、これを実際に適用する際に当たりまして、生産調整の世界と申しますのは、昭和44年から30年間いろんな事情を積み重ねてきた経緯がございます。その時々に応じて生産調整の配分は、自主流通米比率ですとか、それから水田の依存度というものをとりながらずっと積み重ねてきたものがございますので、いきなりこの2年平均だけで全部やりますということにしますと、なかなか現場の方がついていきづらいということもございます。

したがってそういうことを勘案しまして、昨年の15年産米の生産数量ガイドライン、昨年の15年産米につきましては、本当はネガ面積、要するに生産調整面積で配分しておりますけれども、参考値としまして、米がそれでどれだけになるかというガイドラインを配っております。その数字というのもの、やはりある程度重きを置いて勘案しないと、これはなかなか現場の方で対応ができないということがございます。

それからもう一つ、でございますが、これは技術的に非常に難しいんですが、各県で今まで30年間積み重ねられてまいりました生産調整につきまして、転作率がございます。この転作率というのは、高いところは6割を超えていたり、5割になっていたりするところも一部ございます。低いところでは20数%というのがございます。

この転作率の格差をそのままにして、新しい制度にぴよんと飛び移れということにつきましては、都道府県ヒアリングをやった際にも非常に異論が出たところがございます。

確かにそういう実態面もありますし、制度的な面も申し上げますと、実は15年産米までは転作率の低い県、要するに水田をたくさんつくっている県から、水田面積当たり一定程度の抛出をいただいて、それに更に国が半分助成しまして、それをプールして、生産調整、要するに転作率の高いところにそれを戻すというとも補償という制度をやっています。

これにつきましては、新制度に移る16年産米からはやめることになっております。そういう事情もございますので、転作率について一定程度平準化するような要素も、少しは見てくださいという意見が非常に強うございました。

したがって、整理して申し上げますと、直近2年間の需要実績をもとに単純平均する。その場合は、豊作・不作・生産調整の達成・未達成の補正を加えたものを基本に据えて、それから の生産数量ガイドライン、それから の転作率の平準化という要素も一部勘案しまして、それを大体半分の5割、 の要素を4割、それから の要素を1割ということに勘案をさせていただいて、それで県別の生産目標数量を算定するということがかということでございます。

したがって、米改革大綱の基本でございます、需要に応じた生産を基礎にしてということでございますので、そこは基本の5割を原則だと。その原則のもとに、とをそれぞれ4、1ということで勘案するというのでいかがかということでございます。

そこまでが算定の考え方なんです、さらに先ほど来出ております今年の不作につきまして、もちろん全国で100を上回っているところはないんですが、著しく作柄が低いところが偏っております。作況が80を下回っているのは、先ほど御説明しましたとおり北の方に偏っております。

こういうところに、今申し上げました5対4対1の算定でやって、残念ながらそこが減少になる場合、机の上で計算すると減少になりますので減少させてくださいというのは、転作の実施というのは市町村の方々、現場のJAの方々が農家に出向いてお願いしているような進め方になっておりますので、作況指数50というところに行くと、こういう計算になりましたのでちょっと減らしてくださいということは、転作の推進上非常に難しいという問題もございます。

したがって、先ほど申し上げた5対4対1のところ算定した上で、そういう著しい冷害を受けた道県につきましては、その冷害による減収分の一定数量を補正するというを中心とした、所要の調整をさせていただくということをししないと、生産調整の推進上、画餅に帰してしまうところがございます。

したがって、そういうことを最後に配慮を加えまして、16年産米の県別の生産目標数量は算定をさせていただきたいというのが案でございます。

なお、四角囲いの最後に書いてございますが、以上のようなお話はある意味制度の変わり目、15年産から16年産に変わる変わり目ということも勘案したお話でございますので、17年産米からは客観的な需要予測を基礎に、需要に応じた生産を促進する手法によって算定するというようなことをしっかり、来年のこととしてはっきり打ち出していきたいということでございます。

ということで、新しい生産調整の仕組みの中では、私ども役所と生産者、生産者団体が一体となって、むしろ自主的、主体的に生産者団体に移行していく過程の中身でございますので、こういう中身について、私ども、生産者団体の方といろいろ協議をして、こういう案でいかがかという案を取りまとめさせていただいて、お諮りをさせていただいたということでございます。

先ほどの基本指針の本文の方は、今、この資料3で御説明したことを、基本的にそのま

ま基本指針の方に書かせていただいておりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

八木部会長 ただいま説明のありました、「需給見通し編」及び都道府県別生産目標数量の設定の考え方につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

今井委員、どうぞ。

今井委員 その前にちょっと確認したいんですけども、11月25日の農業新聞に書いてあった記事なんですけど、この冷害で全反面積が2004年、2005年、2006年の生産調整面積が110万、110万、112万の予定が、106万、106万、112万haに変わったということが書いてあるんですけど、今の御説明からいくと、16年に限ってそういう政策がなされるというふうに理解したんですけど、この記事と今の説明の違いは、今の説明でいいということで確認させていただきたいんですけど。

今城計画課長 一部でそういう報道があったことは承知しております。

ここで御議論賜るのは、あくまでも16年産の生産目標数量でございます。その先の話も当然念頭には置かなければならないのでございますけれども、この場で御審議賜っておりますのは、16年産の生産目標数量でございますので、その先の話はこの中には出てきていないというふうに御理解いただければ結構かと思います。

八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

加倉井委員 資料3の2ページの括弧の囲いの中で、趣旨としてはこんなものじゃないかと思うのですが、これを下へおろした時に、もし都道府県がノーと言ったらどういうことになるんだと。

これはどういうことを考えているかということ、北海道なんかが多分、大きく増産することにならないかと。平準化というと、例えばあそこは5割以上やっていますわな。そうすると、もっとつくるみたいにならないか。わかりませんよ。とにかく、都道府県の意向をどの程度しんしゃくするかというか参酌するかという話なんです。

もし仮に北海道がつくったとしたら、17年度からは需要に応じてということになるから、北海道は多分売れ残るでしょうね。そうすると需要に応じてだから、がくんと減りますわな。そういうことは一体どう考えているのか。

ついでに言いますと、私の言っているのは、都道府県が意向を示したら、それはその都道府県がある程度責任を持たなきゃならない。国がすべて責任を持つというのは、計画経済の社会でありますけど、そうじゃなくて、やっぱり地方の主権を尊重して、都道府県の

意向はなるべくですが、入れる方向ではないんだろうかということから来た質問です。

今城計画課長 ただいまの御質問でございますが、御説明の中でも少し申し上げましたとおり、私ども9月24日から10月9日までの間、47都道府県すべての県にお越しをいただきまして、それでヒアリングを行っております。

そこで前回資料を御提出させていただきましたが、さまざまな御意見をいただいております。そのさまざまな御意見をその県ごとに全部お伺いしていると、ルールがつかれなくなってしまふという問題がございます。したがって、そういうヒアリングを聞いた上で、この県はこういうことが御心配なんだな、この県はこういうことが御心配なんだなというのは十分受けとめておるつもりでございます。

その上で、それを全部満足させるというのは、要するに答えが出ないことになってしまいますのでそれは難しいんですが、言われている問題点、御要望については、最大限受けとめさせていただいて、算定方式を考えたということでございます。

もし、地方分権の時代に地方が拒否したらどうかということでございますが、その点につきましては、生産目標数量の配分の新たな制度の中で、需要に応じた生産に基づく助成制度が仕組みられております。そのところに、この目標数量の設定がおりていかないと、いろんな助成制度が発動されないことになってしまうわけございまして、それでも構わないというところはあるかもしれませんが、多分ないと思うんですね。

だからそういう観点から、こういう生産目標数量については適切に受け取っていただき、配分を行っていただけるんじゃないのかなというふうに、私どもは考えております。

八木部会長 奥村委員、どうぞ。

奥村委員 私もこれ、来年からの新しい制度に移行する初年度ですもので、それと不作という想定しなかった状況が発生したということで、全体の総需要量も来年の生産数量もいたし方ないのかなと思います。

それから、各県の配分についても、基本的には需要動向を的確に踏まえた生産数量配分をきちっと今度の改革に明記してあるわけですから、やらなきゃいけないんだと思っています。

ようやく現場の方も勝負しようとか、いろいろありますが、そういう時代になるのかなと、半年、1年かけて認識が芽生えつつあるところに、もう一回がららぼんにしてしまうと、改革はまた遅れるんじゃないかと思います。初年度でありますのでおおむねこれでいいのかなと思いますが、ただ将来的にちょっと不安があります。

全体の総需要予測で、例えば今、転作面積が106万に据え置くということですが、現場はどうも106、106、112というのは、112の時に物すごく混乱を起こすんじゃないかなと思っています。だけど農家は米をつくりたいんでしょうけど、13万tぐらいのペースを来年から上乘せしておけばなという個人的な考えですが、これも諸般の事情、各県のいろんな事情があつていたし方ないかと思いますが、例えば13万tを2万数千haぐらいはやってあげばいいのかなみたいなことを思っています。これも今度の提案に反対するということでないんですが、それを心配しております。

各県の配分については、今日の審議は16年のことでありますけど、将来的に、私はやっぱり直近1カ年の需要動向によってきちっと配分するという方向を目指すというのが、16、17、18年のあり方だと思っています。そういうことを視野に入れた16年度の生産調整、各県の数量配分にしていかないと意味はないのかなと思っています。

八木部会長 今井委員。

今井委員 全く生産者としては、今、奥村委員おっしゃったとおりなんです。5対4対1となると思うんですけども、これでいくと転作が今ほど説明あったように、30年来やってきた積み重ねを考えた時に、何でここで転作率の平準化なのかなというのがすごく疑問なんです。

これを皆さんの御意見を聞きたいんですけど、特に生産者としての奥村さんなりの御意見。今までやってきたことを是正することになるわけですから、その辺のところをぜひ生産者の意見を聞いて、皆さんの意見もお聞かせいただければと思うんですけど。

八木部会長 奥村さん。

奥村委員 平準化というのは、いろいろ各県、特に従来の転作の配分の高いところは心情的な思いがあるんでしょうけど。なかなか担当責任者として説明がつかないみたいなどころから出てきておるんでしょうけど、これはやっぱり30数年間やってきて、配分のあり方もいろいろ議論をした経緯がこういう傾斜配分になったわけですし、決してやみくもに押しつけた数字じゃないと思います。その都度いろいろ議論をして今日の配分になった経緯があるわけですし、それはそれで理由があるんですから。

それを平準化しなきゃ受けられないということでは、やる気のある農家を育てようという時代、今度の改革はそれだと思います。それに本当に逆行するようなことで、基本的にはそれをすっきりと受け入れられないんですが、とりあえず来年度という、それから17年度はちょっと違うぞということを引きちつ明記した16年度の配分であれば、いたし方ない

かなということです。

17年も18年ということになると、到底我々としても受け入れられないとか、やる気がなくなるとか、やる気を起こそうとする人は、この制度に入っていけないという事態が発生する懸念はしております。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 生産者からの意見を聞きたいという話でありましたので、団体として若干申し上げます。

まず、前提に申し上げますけれど、今度決める16年の都道府県別の配分の数字、生産目標数量、裏返して言えば転作目標面積になるわけですが、これは今後のベースになる数字だと思っています。

今、奥村さんおっしゃったんですけど、今後これがまた見直すとか何とかみたいな話じゃなくて、まずベースになる数字、それを今度は需要動向を基本にして、今後はかなりスムーズに、おのずから数字が決まっていくという仕組みにした方がいいと思っているんです。

あと、若干私の意見がありますけど、それはまた後で言うことにして、ともかくそういう意味ではベースになる数字なんです。

ところが、ベースになる数字を考える時に幾つか課題があるんですね。歴史的な課題もあるんです。平成5年から平成6年の時に、今年状況よりももっと困難な状況だったんですけど、不作で米が足りなくなって、そして平成6年は大幅に生産数量をふやした。かつ、米をつくれるところは定着しているところであっても、復田できるところは復田してくれなんて言った経緯があるんです。要はそれほどやって、いわば米の生産をふやすということをやったんですね。

県によりましては、もともと米が過剰なんだから、1年でそういう対応をするんじゃないくて、定着した分はきちっと定着させるということが、地域にとって将来を見据えてプラスのはずなんだということで、復田しなかったところもあるんです。

ところが一方の県、ないしは地域は、これは復田できるからっていうんで、「よし、米をつくれる」と米に切り換えたところがあった。

結局、その経緯をそのまま引きずったところもあるわけで、手直しできなかったんです。だから、県同士とか市町村同士なんかで、同じ条件なのに転作率に格差が出たりして、そのことが長い間、それらの人のわだかまりになっているわけです。今回は全体を見直す、

本当の最初のことなんだから、大幅な県間格差の是正なんていうのは到底できないんだけど、これは苦勞されたと思いますから私はそれでいいと思うんですが、需要を基本にしながら、現行の目標面積も、基本的には今までを引きずった、需要を基本にした大体の傾斜配分になっているわけですから、需要を基本にした傾斜配分を9割した上で、あとの10%分は県間格差の転作率の是正に取り組んだということなんだらうと受けとめておりました、その程度はやらないとスタート台にならないのではないかとということで、私は賛成です。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉委員 ルールの明確化をするということで、大分御苦勞された後がありありなんですけど、基本的には私もこの案よりほかはないのかなという気がするんですけどね。

ただ、計算式がよくわからないんですよ。10%の中で平準化の比率を4だとか何か言うけど、結果としてどういうふうになるのかなという、具体的なイメージがつかめないんですよ。そうすると、例えば何々県の生産目標数量はどうなのかなって。それがリアリティがあるのかどうかというのが。

僕は実際に出てきた数字を見て、これはこの県だったらこうだろうなと。それにフィットするルールになっているのかどうかというのは、そこでルールの正当さが逆に検証されるなと思っておりますから。

だからそういう意味では、この見解がどうなのかというのは、なかなかリアリティがつかないんですが、ただ、事務局のルールの明確化に努力して、しかも各県から出てきたさまざまな要望を配慮してやろうとする姿勢は評価したいと思っています。

その際に、何で5：4：1だとか、平準化をどういうふうに計算するか、いろいろあるんですけど、その際特にお伺いしておきたいのは、17年産米からは客観的な需要予測を基礎にと書いてあるけど、これは今の状況で客観的という言葉はどういうふうにお使いになっているのかということ、ちょっとお伺いしたいんですよ。

17年産米は客観的になると、どこがどう違ってくるのかという、この辺をちょっとだけお伺いしたいんですけども。

今城計画課長 その議論は、先ほど山田委員からございましたように、16年産に当たっては新しいスタート台なので、 から 、さらには 。 はスタートということじゃなくて、冷害という特殊事情なんですけれども。

17年産以降につきましては、そのスタートを16年産から切るわけでございますので、そ

の後については、やはり販売実績をもとにした数字ということをやっていきますよという意味合いで使わせていただいていると御理解いただきたいと思います。

大泉委員 わかりました。

八木部会長 よろしいですか。

どうぞ、山田委員。

山田委員 大泉さんから意見が出ましたので、関係したところがあるものですから、私もその部分について若干触れておきたいと思います。

「17年産米からは客観的な需要予測を基礎に需要に応じた生産云々」と、ここの2行についてはこれで結構です。こうだと思いますからいいんですが、その手法なんですけれど、今年は2年の数字をとったんだけど、本当に2年の数字でいいのかどうか。奥村さんは1年でやるべきだという御意見もありましたが、それもあるかしらんですけれど、基本的にはここにあるように、4つのさっきの手法が出ているようにトレンドでみていく。というのは米づくりがどんどん変わっていくみたいな話は、1年で変わるみたいな話はなかなかないから、ほかの作物を定着させるということからしたって、やっぱり一定の時間がかかるわけです。とすると、トレンドで数字が把握できるという仕組みが必要だと思います。ないしは2年移動平均みたいなことで数字が出ていくということの方が、安定性があるんじゃないかと思います。それが1つ目です。

それから2つ目は、とりあえず需要動向を把握する時に6月末在庫を把握されているでしょう。この点、私ども、これは生産調整研究会の時も大分申し上げたんですが、その時の作柄にもよりますけれど、6月末在庫をとった時に米の出荷が遅いところ、すなわち東北とか、麦をつくっている九州とか関東とか少し遅くなる地域がある。かつ大量に米が出る場所、圧倒的に東北、北海道なんです。そしてかつ年間で大量に出てくるから、県産銘柄としては年間でできるだけ売っていくというところがあるわけです。

そういう地域は、作柄にもよるけれど6月末の数字が大きくなることもある、変動することが必ずある。ところが計画外で出す人や、早場米の地域はぱーんと売っちゃうから、6月末在庫はほとんどありませんよ。「みんなおれの米売れたよ」と言えるわけです。

そのこの米の安定供給を図ろうとする時に、6月末の在庫の把握の仕方が適切かどうかという部分があると思うんです。だからこの文言はいいんだけど、客観的な需要予測を基礎にしながら、その手法については丁寧に検討を深めてもらいたいと思います。

八木部会長 計画課長。

今城計画課長 山田委員のお話でございます。技術的な話になるんですが、おっしゃるとおり6月末の取り方のところ、今年の6月末から在庫のとり方を、去年まではいわゆる自主流通米だけであり、卸さんの方の在庫も加味するところが非常にカバーする範囲が広くないという狭い中でやっておりましたので、こういうやり方をとっていく際に、やはり在庫量の数字が基礎になりますので、そこをカバーする範囲は、精度を高めるために広げるということを既にやっております。

さらに、今おっしゃった計画外という話もありますので、その部分も含めて、どうやってカバーを広げていくかということについてやっていきたいということは、当然改善点としてやっていかないと、これを基礎にやっていくということである以上、その精度を高めるということについては、技術的に私ども、農政事務所の方になるんですけども、取り組んでいきたいということでございます。

また、在庫というと、集荷団体の方の在庫だけのようにとられるかもしれませんが。売り急ぎとかそういう話になりますと、当然相手方の方にその瞬間に移ってしまうということもございますので、その相手方の卸の在庫も加味しながら、6月末の精度を高めていきたいと考えております。

伊藤総合食料局次長 今回のずっと御議論いただいたように、初年度ということで問題といたしますか、難しい点がいっぱいあったかと思うんですが。

まず、山田委員からも御指摘があったように、必ずしも全部完璧に使えるデータがないという問題とか、あるいは御議論あったように、どのように客観的にそれを需要として把握するかという手法も、いろんな議論があり得るということもありました。

そういう技術的な問題、それからスタートの初年度であると。激変は現場が非常に混乱するんじゃないかという事情とか、あるいはたまたま初年度が不作の時にスタートするという特殊事情がありまして、いろいろ御議論も踏まえながら考え抜いたのが、今回こういう形で提案させてもらっているわけです。

今、山田委員から御指摘あったように、来年は基本に戻ってやるということが基本的な考え方でございますけれども、手法についても当然改善すべきことがあれば改善を重ねながらやっていくということは当然だと思っております。

八木部会長 竹内委員、どうぞ。

竹内委員 私、結論的には非常に多く検討してあって、確かに具体的な数字がないとピンとこないというのはそのとおりなんですが、この場は基本的な考え方を整理していただ

くということで、その背景に現場との実態とか、いろんな出ている諸事情とのフィージビリティチェックは必要なんですが、それを目指すのは自主生産調整ですし、それに政府がヘルプしているという意味の共同作業を目指していますから、お二方がよく見ていただければいいし、そうしていただいているのではないかと考えています。

そういう意味でちょっとピンとこない。各論がないとちょっとイメージがわからないというのは私も同感に思いますが、それはそういうことでいいのではないかと考えています。

全体としては改革に向けて、半歩か一歩か前進であるという評価が、現段階では私ではできると思います。

ただし、前に申し上げましたように、理論的にはちょっとよくわからないところが確かにあるんですね。需要の見通しというのは長期に決まっているわけですよね。単年度の変動が需要の見通しのベースになるということはないわけです。したがって、全体の米管理は13万tぐらいだろうと、数字は別として、これは長期のもですね。それはこれでいいと。

問題は、県別配分ですね。県別配分はこの技法は、生産量じゃなくて売れた量なんですね。したがって、生産量から在庫を加減したものということは、これは需要じゃなくて、理論的には売れた量なんですね。

じゃあ、ほかに指標があるかと。確かにマクロでの需要見通しはできますが、個別の普通の商品でも、スイカの総需要見通しはできますが、その中の個々のスイカの種類によると、これは自由経済であれば現に売れた量が全部出てきますから。しかし、生産調整をしている以上は、完全自由経済じゃないですね。したがって、品種別あるいは県別の需要見通しというのは、非常に理論的な根拠を見つけるのが難しいんですね。したがって、この指標で代替的にやむを得ない。

ですから今、山田さんがおっしゃったように、これが本当に正しいのか、フィージビリティがあるのかどうかは、引き続き研究をしていく必要があるということになると思います。

そういう意味では、需要というのは価格と品質によるわけですから、品質と価格の間に、だれが考えてもギャップがあるような価格設定条件というのは、その前提条件として合わせなきゃいけない。

ですから、私は前に申し上げましたように、ほとんど政府管理は、麦でもそうですが、ここでもほんの一部ではありますけれども、銘柄間格差の問題は、市場の動向に合わせた

価格でもって定置しなければ、個別の需要見通しができるわけがないという条件整備は、ぜひ引き続きやっていっていただきたい。

それから、さっきお話に出ましたような、繰り返しになりますけども、8・9年産の問題は実際よくわかりました。こういう処理以外にないと思います。ただし、この処理によって1000億の税金を使うわけです。もちろん単年度じゃありません、長い間かけて。

そういうようなことも考えると、やっぱり在庫管理あるいは備蓄。備蓄運営研究会でマクロのルールというのは、非常にきちっとつくっていただいたと思います。ですから進んできている。

しかし各論になると、やっぱり備蓄なりそれを回転在庫の指標でやるという目的ははっきりしておるわけですから。つまり、今やほとんど市場競争力がないような状態。というのは、在庫管理、あるいは備蓄の趣旨から言うと全然外れちゃっているわけですね。

ですから、そういうことに結果的になったということは、関係者全員がこれからそうあっちゃまずいなということになりますから、したがって在庫管理の各論の考え方、プリンシプルというのをぜひ遠からず整理していただいて、できれば私の希望としては、この場でも改めて各論の考え方を御紹介いただければありがたいと思っております。

全体としては、最初に申し上げましたような評価ができるかなというふうに。

八木部会長 藤尾委員。

藤尾委員 さっき价格的なことは出ましたけど、2万5,000円平均の価格になりますと、我々西日本中心に、「もうお世話になりません。自由につくらせてください」という数字が相当出てくると思うんですね。その辺のことについて、今106万ha等の数字と、お世話になりませんという数の辺の差を読んでいらっしゃるかどうかということ。

非常に難しいですけど、生産者の先取りということが今年もあると。来年はもっと出てくると。再来年になるともっと出てくるといふこともありますので、非常に数字的に難しいと思いますけど、この辺は注意する必要があるんじゃないかと思います。

八木部会長 計画課長。

今城計画課長 確かに、価格が高い水準でございますと、生産調整になかなか推進上難しい面が出てくるというのは、私ども経験しておるところでございます。

ただ今回、米政策改革大綱の新しいスタートを切るのがこの16年産米からでございます。そのところについて、初年度から非常に不作の中で価格が高いということについて、確かにそういう意向が強いというのは出てくるでしょう。

しかしながら、私ども曲がりなりにもこの30年間ずっと生産調整をやってきて、特に最近の過剰基調の中でも、県別では格差がございますけども、全国段階ではおおむね 100% 達成をしていただいているということは、非常に重たい事実だと思っております。

したがって、今の確かに高い価格があるからといってつくってしまって、結果、平成 6 年以降、実は米政策改革大綱で議論したいろんなことへの行き詰まりを感じ始めた端緒が、実は平成 5 年、6 年のところにあつたのではないかと、今から振り返れば。というようなこともあるわけがございます。

そこで、要するに価格が高くなった、非常に増産意欲が高まった。先ほど山田委員からもございましたように、その後、価格の低迷というのはずっと続いてきた。そういうようなことは、私ども生産者の方々と米政策改革大綱をやっていく中で、ずっとお話し合いを一緒にさせていただいてきたところでございます。

したがって、確かに今は高い価格でございますけども、以前経験したとおり、ここで生産調整の意気込みが緩むとどういうことになったかというのは、まさに10年前に逆戻りするということでございますので、そういうことも含めて、全国的な取り組みをやっていかざるを得ないと考えております。

八木部会長 ほかに委員の方、ございませんでしょうか。

大泉委員、どうぞ。

大泉委員 需給予測なんですけど、国がやる需給予測はマクロの数字ですので、マクロの計算の仕方があるんだろうと思うんですが、これが本来あるべき姿における需給調整というのは、農業団体が自主的に判断をしながら行う。需要見通しを前提にしながら、毎年どの程度やるかということは、農業者団体が生産目標数量を配分するというところに、確かになっていたと思うんです。

としますと、本来あるべき姿における需給調整の仕方をどのように準備するかということも、同時に考えていかなきゃいけない。それは、ある種マクロの需給調整手法ではなくて、マーケティング的な需要予測なんだろうと思うんです。あるいは生産目標数量設定なんだろうと思うんです。

それはもっと言えば、例えばお店のファサードを見て、このファサードだったらこのぐらい売れるよといったような需要予測というのは、これはもちろん今の市場調査をしながらやっているところでは、どの業界でもやっているわけですので、そういったマーケティング的な需要予測をするということを喚起するような動きも、私は今後必要なのではない

だろうかと思うんです。国が全体を見ながら管理する手法に並行して考えておく必要があるのではないかと考えております。私の意見です。

八木部会長 正確に申し上げますと、今決めているのは基本指針で、基本計画ではございませんので、ちょっとその辺は変わってきているということですね。

そのほかに意見ございませんでしょうか。

大泉委員 見通しの話は需要予測の話があったので、それにちょっと関係して申し上げただけの話で。

八木部会長 はい。

中村委員、どうぞ。

中村委員 私の理解が正しいかどうか教えていただきたいんですが、2カ年の単純平均による、これは13年産と14年産とどこかに書いてありますね。それで、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{2}$ を加味しますということで、 $\frac{1}{2}$ は15年産米の生産数量ガイドラインを入れるということは、一応3年間という意味合いを持たせたことになるんですか、違うんですか。

今城計画課長 15年産というのは、去年の米の生産目標数量の数字でございます。

中村委員 これも県別の数字で配分するんですか。

今城計画課長 いえいえ、違います。

中村委員 違うんですか。

八木部会長 もう少し説明してください。

今城計画課長 済みません、私の説明が至らず申しわけございません。

要素でございます。要するに、直近2カ年の需要実績に基づく需要見通しからはじき出した県別の数字のウエートを出す。857万が全国ですから、それに県別のウエートを掛けた数字が県別の需要見通しとして出ます。それがまずあって、それから15年産米の生産数量ガイドライン、これは県別に数字がございます。の平準化をした場合の面積から県別の数量も出ます。

それぞれを、原則の県別需要見通しを5倍、 $\frac{1}{2}$ を4倍、 $\frac{1}{2}$ をそのまま、その合計部分を分子にして、それを各県別の今申し上げた5倍、4倍、そのままを、全部47県分を足し上げたのが分母になります。そうしてウエートを出して857に掛ければ、それが5対4対1の割合で勘案されたことになります。

中村委員 そうだろうと思っはいるんですが。そうすると来年、平成17年産米からというのは、この直近2カ年だか3カ年だか知りませんが、単純平均の客観的な需要予

測を含めて、 、 、 の方はないということになるわけですね。

そうすると、対象になる2カ年平均というのは15年産米になるわけですね。それから、その次の年も2カ年平均だと、また15年産は入ってくるわけですね。そうすると、冷害でも不作の調整というのがこれから2年間、17年産と18年産が続くということですね。という理解でよろしいんですか。

八木部会長 17年産米の需要予測につきましては、いろいろとこれからも研究していただきまして、またそれは来年決めることになると思うんですけども。

ですから、16年産分は今年スタートの年であって、ベースとするということで、こういう条件を加味したわけですけども、来年からはそのことは加味しないで、純粹に需要予測からいくという話になります。その方法については、まだこれから検討していくということです。

よろしいでしょうか。

それでは、皆様から大分御議論いただきまして、事務局から提案がありました案についてでございますが、特に反対意見あるいは修正意見はございませんので、「需給見通し編」それから都道府県別生産目標数量の設定の考え方につきまして、これでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 どうもありがとうございます。

事務局の方から一つ修正があります。この資料の58ページの、加倉井委員が発言された長期化のところの文面でございますけれども、在庫の状況の左の四角の3つの の一番下でございますが、ここの下の文章を「8・9年産の販売期間も長期化」と書いてありますが、「8・9年産の販売期間も長期化する状況」ということで、ちょっと言葉をつけ加えたいということでございます。

加倉井委員、よろしゅうございますか。

加倉井委員 はい。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては本日の議論を十分に踏まえまして、基本方針を取りまとめていただきたいと思います。

また、ただいま承された指標に基づきまして、適切に各都道府県別の生産目標数量の算出をお願いいたします。

それでは、本日の会議はこの辺で閉じさせていただきたいと思います。

なお、本日皆様からいただきました御意見につきましては、冒頭でお話申し上げましたように、議事録として整理し公開することになりますので、その整理については私に御一任いただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 どうもありがとうございました。

それでは以上をもちまして、本日の食糧部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会